

観参第1113号
令和2年2月26日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
（イラン全土）

イランでは、国内での感染症例及び死亡例が急速に増加しており、26日現在、95例（うち死亡15例）が確認されています。また、イランと諸外国を結ぶ国際便が相次いで停止され、周辺国によるイランとの陸路や海路の国境閉鎖等も発生するなど、移動上の制限が生じてきているところです。

外務省は、このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、イラン全土に対して感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）を発出（新規）しました。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行会社に対しては、実施の可否について慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、渡航の可否について慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行会社に周知徹底願います。

なお、イラン一部の地域に対しては、危険レベル3あるいは4（渡航は止めてください。）が発出（継続）されていますので、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している貴都道府県登録の旅行会社に対しては、引き続き、中止することを念頭に慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の危険情報を書面交付し、中止を念頭に慎重な判断を行うことを働きかけるよう貴都道府県登録の旅行会社に周知徹底願います。

なお、旅行業協会には別添により、周知協力依頼を行っております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（イラン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T034.html#ad-image-0

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T021.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

お問い合わせ先 サイトマップ 日本語環境でない場合

文字サイズ変更

外務省

www.mofa.go.jp

Facebook 友だち追加

国・地域別 目的別

ホーム 海外安全情報 海外旅行 海外出張／ビジネス 海外留学／海外修学旅行 海外生活

ホーム > 危険情報詳細

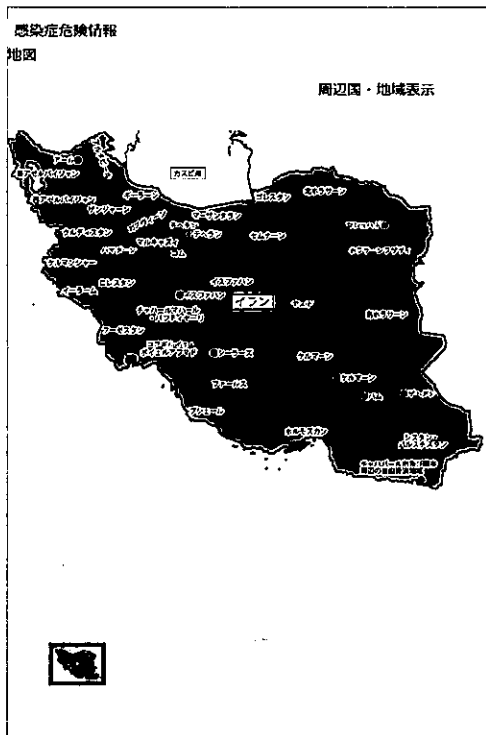
危険情報

本情報は2020年02月26日（日本時間）現在有効です。

イランに対する感染症危険情報の発出

「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年02月26日



危険レベル・ポイント

【危険度】

●全土

レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（新規）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報入手し、感染予防に努めてください。

詳細

1 イランでは、2月19日、イラン厚生省から2名の新型コロナウイルスによる感染症例が発表されて以降、国内での感染症例及び死亡例が急速に増加しており、26日現在、95例（うち死亡15例）が確認されています。こうした中、世界保健機関（WHO）は、このような突然の症例増加に懸念を表明しました。

2 また、イランと諸外国を結ぶ国際便が相次いで停止され、周辺国によるイランとの陸路や海路の国境閉鎖等も発生するなど、移動上の制限が生じてきているところです。今後の感染の拡大状況によっては、こうした制約が今後更に拡大していく可能性も懸念されます。

3 このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、イランに対して感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出します。在留邦人及び渡航者の皆様におかれは、現地の状況が急激に悪化する可能性も念頭に、国際便の運航状況を始め現地の最新情報の収集と、感染予防に万全を期すとともに、日本への早期の一時帰国や渡航延期を含む安全確保について至急御検討ください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>）

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。（詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照）

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在イラン日本国大使館

住所：162, Moghadas Ardebili Street, Tehran, Postal Code :19856-93653

電話：+98(21)22660710 (代表)


FAX: +98(21)22660747 (代表)

ホームページ：https://www.ir.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

[戻る](#)

法的事項 | プライバシー・ポリシー | ご意見・ご感想

Copyright © 2018 Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1  電話 (代表) 03-3580-3311 法人番号 9000012040001